

電子契約の導入について

盛岡地区広域消防組合では、契約事務におけるデジタル化の推進による事業者等の利便性を高めるため、令和8年3月1日から新たに電子契約サービスを導入することになりました。

1 電子契約の概要について

現在、自治体の契約では、発注者（自治体）と受注者（事業者）が紙による契約書を取り交しておりますが、電子契約サービスは、契約の締結及び保存を電子上で完結する仕組みです。

今回、導入する電子契約サービスは、受注者側はインターネットへの接続環境及び電子メールアドレスがあれば利用可能であり、新たな機器の購入やソフトウェアのインストール等は不要です。

2 電子契約の特徴（電子契約導入の効果）

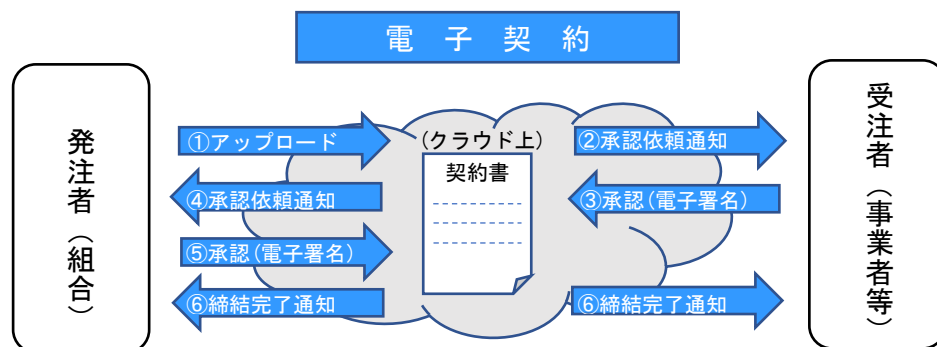
紙での契約締結事務に比べて受注者の負担を軽減することができます。

●電子契約の導入により期待される効果

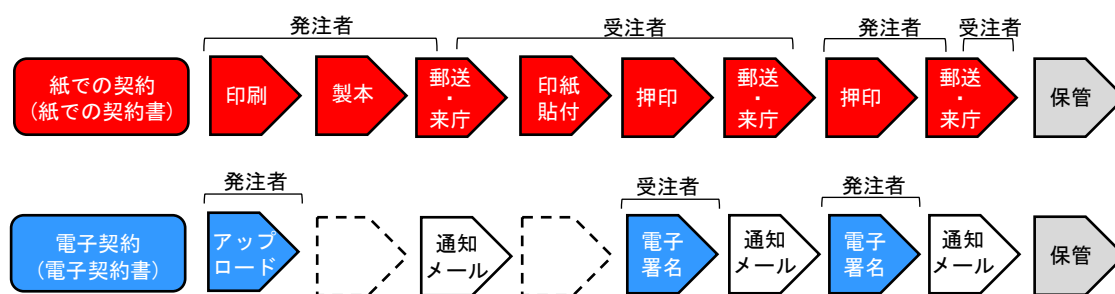
コストの削減	<ul style="list-style-type: none">契約書の交付・受取が不要収入印紙が不要書類の保管場所が不要
事務の効率化	<ul style="list-style-type: none">インターネット上で契約の署名手続が完了するので、契約締結に要する日数が大幅に短縮

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	郵送・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要※
証拠力	あり	あり

※ 国税庁からの見解では、電子契約を含む電磁的記録は印紙税の課税対象となる文書には該当しない旨の見解が示されています。



3 電子契約の流れ



4 導入する電子契約サービス

導入する電子契約サービスは、「GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社」が提供する「GMOサイン」となります。

●GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社の概要

事業者	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
住所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー
事業内容	電子認証・印鑑事業、クラウドインフラ事業、DX事業

5 対象となる契約

令和8年3月1日以降に入札公告等を行う契約のうち、組合事務局が契約締結事務を行う案件が対象となります。

なお、受注者が電子契約サービスを利用できない場合等については、これまでと同様に紙による契約書を選択することも可能です。

6 よくある質問

No.	質問	回答
1	必ず電子契約で契約を締結しなければいけませんか。	電子契約の対象となるものについては、あらかじめ入札公告、指名通知、見積通知等に記載しますが、受注者が紙での契約締結を希望する場合は、これまでと同様に紙での契約締結となります。
2	受注者は電子契約を行うに当たり、費用が発生するのでしょうか。	電子契約サービスの利用に際して、受注者の費用負担はありません。
3	受注者は電子契約を行うに当たり、パソコン、スマートフォン等にソフトをインストールする必要はありますか。	電子契約サービスの利用に際して、パソコン、スマートフォン等の事前設定は不要です。インターネット環境及び電子メールアドレスがあれば利用できます。
4	電子契約の場合の収入印紙はどうなりますか。	電子契約書には課税されませんので、電子契約で契約を締結した場合は、収入印紙が不要となります。

5	<p>電子契約で契約を締結後、その案件に対して契約内容の変更を行う場合は、どのようにするのでしょうか。</p>	<p>当初契約を電子契約で契約を締結した案件の変更契約については、特に申し出のない限り、変更契約も電子契約での締結となります。契約方法については、当初契約と同様の手続きとなります。</p>
6	<p>締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか。</p>	<p>両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせメールが届きます。記載されているURLから締結済みの電子契約書データを何回でもダウンロードすることができます。なお、ダウンロードできる有効期限は14日間です。有効期限を経過した場合は、組合事務局にお問い合わせください。</p>